

生活応援定期預金

預金について

- ① 本定期預金は「生活応援定期預金」と称します。
- ② 本定期預金の預金対象者は個人及び法人の方となります。
- ③ 本定期預金のお預け入れ期間は最長 5 年です。(据置期間を 1 年とします)
- ④ 個人の方は半年複利型、法人の方は単利型でのお取扱いとなります。
- ⑤ お預け入れ金額は 1 契約 50 万円以上となります。
- ⑥ 据置期間経過後は、お預け入れ日数に応じて本定期預金の利率を満期日まで適用いたします
- ⑦ 本定期預金は自由金利型定期預金であり、自動継続定期預金にてお預かりいたします。自動継続時は満期時の「ベストパートナー定期預金」(5 年もの) の利率を適用します。
- ⑧ 上記に定めのないものについては当組合が別途定める「1 年据置型定期預金規定」によるものとします。

横浜幸銀信用組合

(ご参考)

「生活応援定期預金」は預金保険制度の対象であり、同保険制度の範囲内で保護されます。

預金保険制度の詳細につきましては、預金保険機構ホームページにてご確認ください。

<https://www.dic.go.jp>